



お年寄りの医療制度が変わります

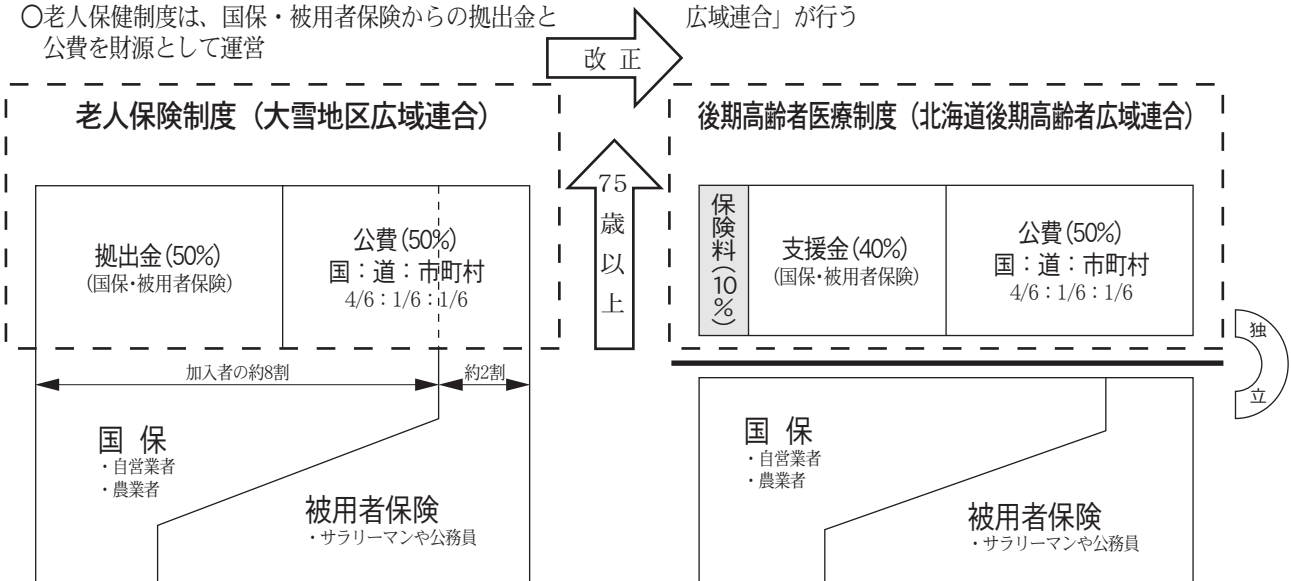
国の医療制度改革により、高齢者の独立した医療制度として、平成20年4月から新たに「後期高齢者医療制度」が始まります。現行の「老人保健制度」との違いについてご説明します。

＜現行（老人保健法）＞

- 75歳以上の高齢者は、各医療保険制度の加入者であっても、医療の給付については、医療保険制度から切り離され、老人保健制度（大雪地区広域連合が運営者）において行われる
- 老人保健制度は、国保・被用者保険からの拠出金と公費を財源として運営

＜高齢者の医療の確保に関する法律＞

- 75歳以上の高齢者を対象とし、新たに独立した「後期高齢者医療制度」を創設する
- 運営については、保険料徴収は市町村が行い、財政運営は道単位で全市町村が加入する「北海道後期高齢者広域連合」が行う



○老人保健制度と後期高齢者医療制度の違い

	老人保健制度	後期高齢者医療制度
運営主体	大雪地区広域連合 (東川町、東神楽町、美瑛町)	北海道後期高齢者広域連合 (北海道の全市町村)
対象者	75歳以上 (一定の障がいのある人は65歳以上)	同左
患者負担	1割負担 (現役並み所得者は3割負担)	同左
保険料	老人保健での保険料は発生せず、各医療保険制度の保険料を負担する。被用者保険加入者の被扶養者には保険料がかからない	全体の医療費の1割を保険料として徴収 (年金からの徴収、又は納入通知書による納付)
財源内訳	公費：5割 (国4/6、道1/6、市町村1/6) 国保・被用者保険からの拠出金：5割	公費：5割 (国4/6、道1/6、市町村1/6) 国保・被用者保険からの支援金：4割、保険料：1割

お問い合わせ

- 大雪地区広域連合事務局国保老健係（東川町保健福祉センター）
☎82-2111（内線562・563）Fax82-3618
- 保健福祉課保険年金係☎82-2111（内線123）Fax82-3644
- 北海道後期高齢者医療広域連合事務局（札幌市中央区南2条西14丁目、国保会館内）
☎011-290-5601 Fax011-210-5022
E-Mail : webmaster@iryokouiki-hokkaido.jp / URL : http://iryokouiki-hokkaido.jp